

新監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和2年10月29日

新潟市監査委員	高井 昭一郎
同	伊藤 秀夫
同	風間 ルミ子
同	竹内 功

監査結果の報告

1 基準に準拠している旨

監査委員は、新潟市監査委員監査基準（令和2年2月28日監査委員訓令第1号）に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査

3 監査の対象

(1) 対象部署

建築部	公共建築第1課
北区役所	産業振興課、建設課
中央区役所	建設課
江南区役所	産業振興課、建設課

監査実施工事の関係部署

(2) 対象工事

ア 建築工事、電気設備工事及び機械設備工事

(ア) 平成30年度に契約した当初設計金額1,000万円を超える工事で、竣工期限が平成31年4月以降の工事

(イ) 令和元年度に契約した当初設計金額1,000万円を超える工事

イ 土木工事

(ア) 令和元年度に契約した、当初設計金額250万円を超える工事

4 監査の着眼点

- (1) 設計は設計指針、技術基準、積算基準等に基づき適切に行われているか。
- (2) 設計は十分な現地調査が行われ、現場条件に合致した適切なものとなっているか。
- (3) 設計及び工事内容は、長寿命化や将来における維持管理などが考慮されているか。
- (4) 受託者との打合せや協議は、書類により適正な手続きで行われているか。
また、設計委託成果品の履行の確認は適切に行われているか。
- (5) 工事請負契約は適正に行われているか。
- (6) 関係機関との調整は適切に行われているか。

- (7) 工程管理、安全管理は適切に行われているか。
- (8) 各種承諾図書、工事記録写真等の提出書類は適正に作成、管理されているか。
- (9) 工期変更、設計変更の理由・内容・時期は適切か。

5 監査の主な実施内容

監査の対象工事のうちから契約額、工種、進捗率、設計変更の有無等を基に工事を抽出し、法令遵守はもとより、工事が設計図書どおりに施工されているか、実施設計が適切になされているかを基本に、安全性、経済性、効率性、有効性の観点にも留意し、関係書類の審査、聴き取り調査及び現地調査を実施した。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査委員事務局、監査対象部・区執務室及び対象工事場所等

(2) 実施日程

令和2年3月12日～令和2年10月29日

7 監査の結果

監査の結果、計画・設計・積算・施工及び監理については、建築、電気設備、機械設備及び土木に関連した設計指針、技術・積算基準及び各種特記仕様書などに基づき、概ね適正に行われていたが、次の事項について改善・検討の必要が認められたので、今後は必要な措置を講じ、適正な執行の確保に努められたい。

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

監査にあたって見られた特に注意すべき事項については、以下のとおりである。

ア 積算、施工及び監理に関すること

- ・週休2日取得モデル工事実施要領の運用を誤っていたもの

イ 施工及び監理に関すること

- ・契約変更に係る金額の増減や工期変更などの経緯について、工事打合せ簿で確認ができなかったもの